

第2四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
(1) 【株式の総数等】	16
【株式の総数】	16
【発行済株式】	16
(2) 【新株予約権等の状況】	16
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	17
(4) 【ライツプランの内容】	17
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(6) 【大株主の状況】	18
(7) 【議決権の状況】	18
【発行済株式】	18
【自己株式等】	18
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
(1) 【中間連結貸借対照表】	21
(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	22
【中間連結損益計算書】	22
【中間連結包括利益計算書】	23
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	24
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	29
【追加情報】	31
【注記事項】	32
【セグメント情報】	48

【関連情報】	48
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	48
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	48
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	48
2 【その他】	49
3 【中間財務諸表】	50
(1) 【中間貸借対照表】	50
(2) 【中間損益計算書】	52
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	53
【重要な会計方針】	56
【追加情報】	58
【注記事項】	59
4 【その他】	64
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	65
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月18日
【四半期会計期間】	第151期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 寺澤 辰麿
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 岩田 英樹
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結会計期間	平成22年度 中間連結会計期間	平成23年度 中間連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		（自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日）	（自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日）	（自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日）	（自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日）
連結経常収益	百万円	154,256	141,470	145,231	301,235	284,744
連結経常利益	百万円	21,447	36,508	45,882	53,782	81,667
連結中間純利益	百万円	12,826	21,154	25,892	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	30,946	47,089
連結中間包括利益	百万円	-	18,547	26,282	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	-	40,077
連結純資産額	百万円	743,168	772,778	800,869	761,580	786,948
連結総資産額	百万円	11,886,830	12,076,583	12,455,742	11,984,313	12,520,526
1株当たり純資産額	円	510.81	531.23	555.32	523.87	540.87
1株当たり中間純利益金額	円	9.43	15.55	19.06	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	22.75	34.62
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	9.42	15.54	19.05	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	22.75	34.61
自己資本比率	%	5.84	5.98	6.00	5.94	5.87
連結自己資本比率 （国内基準）	%	11.53	-	-	-	-
連結自己資本比率 （国際統一基準）	%	-	12.15	13.57	12.20	12.28
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	87,932	3,020	239,699	402,142	412,864
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	68,502	67,708	44,065	365,485	273,939
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	32,622	7,372	12,406	25,207	14,791
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	384,743	316,431	222,460	394,564	518,666
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,883 [4,301]	4,863 [4,273]	4,854 [4,199]	4,784 [4,192]	4,768 [4,194]

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4．連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成21年度末から国際統一基準、平成21年度中間連結会計期間は国内基準を採用しております。

5．平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6．平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第149期中	第150期中	第151期中	第149期	第150期
決算年月		平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
経常収益	百万円	130,703	120,466	124,614	256,063	242,425
経常利益	百万円	22,181	33,306	41,106	52,853	74,980
中間純利益	百万円	13,185	20,377	24,539	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	31,000	45,449
資本金	百万円	215,628	215,628	215,628	215,628	215,628
発行済株式総数	千株	1,361,071	1,361,071	1,361,071	1,361,071	1,361,071
純資産額	百万円	694,920	721,568	744,938	712,294	733,879
総資産額	百万円	11,563,127	11,792,514	12,187,354	11,681,828	12,245,341
預金残高	百万円	10,028,148	10,298,403	10,438,212	10,448,323	10,753,145
貸出金残高	百万円	8,737,583	8,636,224	8,768,419	8,525,715	8,644,177
有価証券残高	百万円	1,466,459	1,822,054	2,011,518	1,750,458	2,004,082
1 株当たり中間純利益金額	円	9.69	14.98	18.06	-	-
1 株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	22.79	33.42
潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益金額	円	9.69	14.97	18.06	-	-
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	22.78	33.40
1 株当たり配当額	円	5.00	5.00	5.00	10.00	10.00
自己資本比率	%	6.00	6.11	6.11	6.09	5.99
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.33	-	-	-	-
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	-	11.94	13.34	11.97	12.03
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,050 [342]	3,991 [368]	3,995 [847]	3,937 [348]	3,902 [366]

(注) 1 . 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 . 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権) を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 . 単体自己資本比率は、銀行法第14条の 2 の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成22年 3 月から国際統一基準、平成21年 9 月は国内基準を採用しております。

4 . 平成21年 9 月及び平成22年 9 月の平均臨時従業員数は、第 2 四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社) が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済を振り返りますと、東日本大震災の影響で景気は一時大きく落ち込んだものの、その後、急速に持ち直しました。すなわち、期初には震災によるサプライチェーン（供給網）の障害などにより企業の生産活動が停滞し、また製品の供給不足から輸出も減少しました。さらに企業や家計のマインド悪化により設備投資や個人消費も弱い動きになりました。しかしその後、サプライチェーンの急速な復旧とともに生産や輸出は概ね震災前の水準に戻り、また消費マインドの改善などにより個人消費にも持ち直しの動きがみられました。ただ、夏場以降は、国内の電力供給制約を大きな波乱なく乗り切る一方で、海外経済の減速や円高の影響により輸出の伸びが頭打ちとなるなど、景気回復の勢いが鈍化しました。

神奈川県経済につきましても、期初には震災によるサプライチェーン寸断の影響を受けて生産や輸出が一時停滞しました。しかし、サプライチェーンの復旧とともに企業活動は上向きに転じ、また消費マインドの回復が進むにつれて個人消費や住宅建設も持ち直しました。懸念された夏場の電力不足も企業や家計の節電努力で乗り切ったものの、一方で円高の進展や株式相場下落などにより、期末にかけて景気の先行き不透明感が強まりました。

金融面では、日本銀行の潤沢な資金供給を背景に、短期金利が低位で安定的に推移しました。一方、長期金利は、ギリシャを中心とする欧州の債務問題などにより投資家の不安心理が強まるなかで、水準を切り下げました。

このような金融経済環境のもと、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、当期において3,089億円減少し、10兆4,161億円となりました。このうち、定期性預金は当期において6億円減少し、3兆3,337億円となりました。

次に、貸出金は当期において1,321億円増加し、8兆7,339億円となりました。また、有価証券は当期において87億円増加し、2兆33億円となりました。なお、このうち国債は、当期において341億円減少し、7,318億円となりました。

そのほか、総資産は当期において648億円減少し、12兆4,557億円となり、純資産は当期において139億円増加し、8,008億円となりました。

当期の損益につきましては、資金運用収益を中心とする経常収益が1,452億3千1百万円となる一方で、与信費用などを含む経常費用が993億4千9百万円となった結果、経常利益は、前年同期に比べ93億7千4百万円増加し、458億8千2百万円となりました。また、中間純利益は、前年同期に比べ47億3千8百万円増加し、258億9千2百万円となりました。

国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間比17億2百万円減少して826億9千万円、役務取引等収支は、前第2四半期連結累計期間比4億8千9百万円減少して210億8百万円、特定取引収支は、前第2四半期連結累計期間比3億4千8百万円増加して9億2千1百万円、その他業務収支は、前第2四半期連結累計期間比5億4千7百万円増加して61億6千2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	83,753	637	0	84,392
	当第2四半期連結累計期間	82,039	651	-	82,690
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	91,549	652	615	91,586
	当第2四半期連結累計期間	89,043	673	615	89,101
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	7,795	14	616	7,193
	当第2四半期連結累計期間	7,003	22	615	6,411
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	21,498	1	-	21,497
	当第2四半期連結累計期間	21,009	0	-	21,008
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	25,551	0	-	25,552
	当第2四半期連結累計期間	26,008	0	-	26,009
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	4,052	2	-	4,055
	当第2四半期連結累計期間	4,998	1	-	5,000
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	573	-	-	573
	当第2四半期連結累計期間	921	-	-	921
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	590	-	-	590
	当第2四半期連結累計期間	947	-	-	947
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	17	-	-	17
	当第2四半期連結累計期間	25	-	-	25
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	5,614	1	0	5,615
	当第2四半期連結累計期間	6,163	92	93	6,162
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	21,098	1	0	21,099
	当第2四半期連結累計期間	24,426	93	93	24,426
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	15,484	-	-	15,484
	当第2四半期連結累計期間	18,263	1	-	18,264

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比4億5千7百万円増加して260億9百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比9億4千5百万円増加して50億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	25,551	0	-	25,552
	当第2四半期連結累計期間	26,008	0	-	26,009
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	8,798	-	-	8,798
	当第2四半期連結累計期間	8,930	-	-	8,930
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	5,006	0	-	5,006
	当第2四半期連結累計期間	4,917	0	-	4,917
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	5,295	-	-	5,295
	当第2四半期連結累計期間	5,960	-	-	5,960
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	381	-	-	381
	当第2四半期連結累計期間	373	-	-	373
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	1,997	-	-	1,997
	当第2四半期連結累計期間	1,968	-	-	1,968
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	4,052	2	-	4,055
	当第2四半期連結累計期間	4,998	1	-	5,000
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	929	-	-	929
	当第2四半期連結累計期間	916	-	-	916

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	10,279,061	654	25	10,279,690
	当第2四半期連結会計期間	10,415,782	352	32	10,416,103
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	6,606,922	109	-	6,607,032
	当第2四半期連結会計期間	6,885,988	3	-	6,885,992
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	3,434,957	544	-	3,435,502
	当第2四半期連結会計期間	3,333,358	349	-	3,333,707
うちその他	前第2四半期連結会計期間	237,181	-	25	237,156
	当第2四半期連結会計期間	196,435	-	32	196,403
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	107,949	-	-	107,949
	当第2四半期連結会計期間	112,316	-	-	112,316
総合計	前第2四半期連結会計期間	10,387,010	654	25	10,387,639
	当第2四半期連結会計期間	10,528,099	352	32	10,528,419

（注）１．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金

４．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	8,591,662	100.00	8,725,865	100.00
製造業	943,646	10.98	969,682	11.11
農業、林業	4,329	0.05	4,367	0.05
漁業	6,979	0.08	8,381	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	3,683	0.04	3,672	0.04
建設業	258,757	3.01	260,875	2.99
電気・ガス・熱供給・水道業	14,108	0.16	14,423	0.17
情報通信業	63,051	0.73	60,366	0.69
運輸業、郵便業	355,607	4.14	347,874	3.99
卸売業、小売業	705,965	8.22	718,794	8.24
金融業、保険業	222,406	2.59	218,129	2.50
不動産業、物品賃貸業	2,249,553	26.18	2,261,508	25.92
その他の各種サービス業	736,301	8.57	715,984	8.21
地方公共団体	101,068	1.18	119,208	1.37
その他	2,926,205	34.07	3,022,597	34.62
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,203	100.00	8,035	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	7,203	100.00	8,035	100.00
合計	8,598,865	――	8,733,900	――

（注）１．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 2 四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の減少や貸出金の増加などにより2,396億 9 千 9 百万円の支出（前年同期は30億 2 千万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得などにより440億 6 千 5 百万円の支出（前年同期は677億 8 百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金の支払いや自己株式の取得などにより124億 6 百万円の支出（前年同期は73億 7 千 2 百万円の支出）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の残高は、当期において2,962億 6 百万円減少し、2,224億 6 千万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

対処すべき課題

当第 2 四半期連結累計期間において、対処すべき課題について重要な変更はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識のもと、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	103,130	101,374	1,756
経費(除く臨時処理分)()	49,569	48,935	634
人件費()	19,010	19,434	424
物件費()	27,607	26,583	1,024
税金()	2,951	2,917	34
実質業務純益	53,560	52,438	1,122
一般貸倒引当金繰入額()	873	4,911	5,784
業務純益	52,686	57,349	4,663
うち債券関係損益	204	3,138	2,934
臨時損益	19,380	16,243	3,137
不良債権処理額()	16,376	13,665	2,711
貸出金償却()	7,643	5,435	2,208
個別貸倒引当金繰入額()	8,365	9,654	1,289
延滞債権等売却損()	43	142	99
その他()	323	287	36
償却債権取立益	-	1,854	-
株式等関係損益	1,862	966	896
その他の臨時損益	1,141	1,611	470
経常利益	33,306	41,106	7,800
特別損益	374	104	478
固定資産処分損益	142	104	38
償却債権取立益	528	-	-
その他	11	-	11
税引前中間純利益	33,680	41,001	7,321
法人税、住民税及び事業税()	10,065	12,659	2,594
法人税等調整額()	3,236	3,801	565
法人税等合計()	13,302	16,461	3,159
中間純利益	20,377	24,539	4,162
与信関係費用()	16,721	8,754	7,967

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分)
3. 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 当中間会計期間から償却債権取立益を臨時損益のうち不良債権処理額に含めております。
9. 与信関係費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額(-償却債権取立益())
() 前中間会計期間は、特別損益のうち償却債権取立益を与信関係費用に含めております。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1.68	1.55	0.13
(イ) 貸出金利回	1.87	1.75	0.12
(ロ) 有価証券利回	0.94	0.88	0.06
(2) 資金調達原価	1.03	0.95	0.08
(イ) 預金等利回	0.08	0.05	0.03
(ロ) 外部負債利回	1.48	0.70	0.78
(3) 総資金利鞘 -	0.65	0.60	0.05

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
実質業務純益ベース	14.94	14.15	0.79
業務純益ベース	14.70	15.47	0.77
中間純利益ベース	5.68	6.62	0.94

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（未残）	10,298,403	10,438,212	139,809
預金（平残）	10,309,416	10,554,958	245,542
貸出金（未残）	8,636,224	8,768,419	132,195
貸出金（平残）	8,524,444	8,647,789	123,345

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	7,845,457	8,049,018	203,561
法人	1,914,810	2,004,516	89,706
公金	454,180	284,620	169,560
金融機関	83,218	99,704	16,486
合計	10,297,667	10,437,860	140,193

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
消費者ローン残高	4,117,758	4,244,849	127,091
住宅ローン残高	3,772,341	3,909,050	136,709
その他ローン残高	345,417	335,799	9,618

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 （A）	当中間会計期間 （B）	増減 （B）-（A）
中小企業等貸出金残高	百万円	7,034,084	7,157,202	123,118
総貸出金残高	百万円	8,629,021	8,760,384	131,363
中小企業等貸出金比率	/ %	81.52	81.69	0.17
中小企業等貸出先件数	件	360,924	352,408	8,516
総貸出先件数	件	361,936	353,400	8,536
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.72	99.71	0.01

（注）1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	6	417	6	509
信用状	212	2,760	162	2,261
保証	959	84,769	872	75,495
計	1,177	87,947	1,040	78,266

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年9月30日 金額(百万円)	平成23年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	177,244	177,244
	利益剰余金	279,234	317,444
	自己株式()	652	5,584
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	7,020	6,955
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	215	250
	連結子法人等の少数株主持分	50,026	52,520
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	1,544	1,018
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	6,683	6,369
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	5,713	8,765
	計 (A)	700,734	734,396
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	14,326	7,836
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45% 相当額	24,107	24,107
	一般貸倒引当金	1,633	941
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	137,300	137,300
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	137,300	137,300
	計	177,368	170,186
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	177,368	170,186
	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注）4 (D)	14,126	17,712
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	863,976	886,870
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,398,864	5,865,528
	オフ・バランス取引等項目	258,555	228,259
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,657,420	6,093,787
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	10,238	11,262
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	819	901
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	438,378	427,316
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (J)	35,070	34,185
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	計（F）+（G）+（I）+（K） (L)	7,106,037	6,532,367
連結自己資本比率（国際統一基準）= E / L × 100（%）		12.15	13.57
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		9.86	11.24

（注）1．告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成22年 9月30日 金額（百万円）	平成23年 9月30日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	177,244	177,244
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	38,384	38,384
	その他利益剰余金	239,742	275,742
	その他	40,220	40,220
	自己株式（ ）	652	5,584
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	7,020	6,955
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	215	250
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	6,683	6,369
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	12,915	15,753
	計 (A)	684,162	712,807
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	40,000	40,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	14,255	7,762
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,107	24,107
	一般貸倒引当金	2	1
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	137,300	137,300
	うち永久劣後債務（注）2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	137,300	137,300
	計	175,665	169,171
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	175,665	169,171
	短期劣後債務	-	-
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
	控除項目（注）4 (D)	20,975	23,919
自己資本額 (A) + (B) + (C) - (D) (E)		838,852	858,060
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,357,823	5,806,744
	オフ・バランス取引等項目	240,081	214,122
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,597,905	6,020,866
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	10,238	11,262
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	819	901
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	413,386	398,137
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (J)	33,070	31,850
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
計 (F) + (G) + (I) + (K) (L)		7,021,530	6,430,266
単体自己資本比率（国際統一基準） = E / L × 100（%）		11.94	13.34
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		9.74	11.08

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率及び単体自己資本比率における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円(1口当たり10,000,000円)
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成18年7月25日) 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。) (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	712	548
危険債権	1,179	1,241
要管理債権	347	378
正常債権	86,826	87,817

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,361,071,054	1,361,071,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1,2
計	1,361,071,054	1,361,071,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

2. 「提出日現在発行数」には、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの平成13年改正旧商法に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使及び会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月21日
新株予約権の数(個)	1,898
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年7月7日から平成53年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368 資本組入額 184
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

新株予約権者が平成52年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年7月7日から平成53年7月6日といたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定いたします。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。
- (6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。
- (8) 以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。
 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 （注）3に準じて決定するものといたします。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	1,361,071	-	215,628,617	-	177,244,414

(6) 【大株主の状況】

平成23年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	110,911	8.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号	64,370	4.72
ステート ストリート バンク アンド ト ラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1 号)	46,573	3.42
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀 行株式会社)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号晴 海アイランドトリトンスクエアオフ ィスタワーZ棟)	36,494	2.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産 管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	36,494	2.68
ノーザン トラスト カンパニー(エイブ イエフシー) サブ アカウント アメリカ ン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1 号)	28,786	2.11
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	26,709	1.96
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀 行株式会社)	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 1 号 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号晴 海アイランドトリトンスクエアオフ ィスタワーZ棟)	21,994	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口 9)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	19,810	1.45
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ ユーエス タックス エ グゼンブテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11番 1 号)	17,342	1.27
計	-	409,485	30.08

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年 9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,077,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内 容」欄に記載のとおりでありま す。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,343,530,000	1,343,528	同上
単元未満株式	普通株式 3,464,054	-	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,361,071,054	-	-
総株主の議決権	-	1,343,528	-

【自己株式等】

平成23年 9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号	14,077,000	-	14,077,000	1.03
計	-	14,077,000	-	14,077,000	1.03

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が 2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数 2 個は含まれておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 システム共同利用推進本部長	米田 誠一	平成23年 8 月 1 日

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	857,677	657,493
コールローン及び買入手形	143,395	58,104
買入金銭債権	188,390	176,776
特定取引資産	100,368	150,174
有価証券	1, 7, 13 1,994,647	1, 7, 13 2,003,338
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,601,882	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,733,900
外国為替	6 3,948	6 3,675
リース債権及びリース投資資産	52,819	52,232
その他資産	7 139,006	7 202,607
有形固定資産	9, 10 126,960	9, 10 126,509
無形固定資産	18,034	15,844
繰延税金資産	49,940	47,511
支払承諾見返	331,805	311,217
貸倒引当金	88,352	83,644
資産の部合計	12,520,526	12,455,742
負債の部		
預金	7 10,725,087	7 10,416,103
譲渡性預金	96,900	112,316
コールマネー及び売渡手形	36,908	201,983
特定取引負債	1,460	1,483
借入金	7, 11 282,939	7, 11 286,196
外国為替	28	60
社債	12 64,300	12 64,300
その他負債	170,312	237,111
役員賞与引当金	40	-
退職給付引当金	143	154
睡眠預金払戻損失引当金	898	930
偶発損失引当金	700	964
特別法上の引当金	2	3
再評価に係る繰延税金負債	9 22,048	9 22,048
支払承諾	331,805	311,217
負債の部合計	11,733,577	11,654,873
純資産の部		
資本金	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244
利益剰余金	298,369	317,444
自己株式	669	5,584
株主資本合計	690,573	704,733
その他有価証券評価差額金	13,446	11,840
繰延ヘッジ損益	9	81
土地再評価差額金	9 31,524	9 31,524
その他の包括利益累計額合計	44,961	43,283
新株予約権	274	250
少数株主持分	51,139	52,602
純資産の部合計	786,948	800,869
負債及び純資産の部合計	12,520,526	12,455,742

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	141,470	145,231
資金運用収益	91,586	89,101
(うち貸出金利息)	80,003	76,227
(うち有価証券利息配当金)	8,314	9,300
役務取引等収益	25,552	26,009
特定取引収益	590	947
その他業務収益	21,099	24,426
その他経常収益	¹ 2,642	¹ 4,747
経常費用	104,962	99,349
資金調達費用	7,193	6,411
(うち預金利息)	4,685	3,428
役務取引等費用	4,055	5,000
特定取引費用	17	25
その他業務費用	15,484	18,264
営業経費	55,501	55,131
その他経常費用	² 22,710	² 14,516
経常利益	36,508	45,882
特別利益	1,271	1
固定資産処分益	-	1
償却債権取立益	1,271	-
特別損失	154	104
固定資産処分損	142	104
その他の特別損失	12	0
税金等調整前中間純利益	37,624	45,778
法人税、住民税及び事業税	11,437	14,018
法人税等調整額	3,324	3,832
法人税等合計	14,761	17,851
少数株主損益調整前中間純利益	22,863	27,927
少数株主利益	1,709	2,034
中間純利益	21,154	25,892

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	22,863	27,927
その他の包括利益	4,315	1,645
その他有価証券評価差額金	4,322	1,573
繰延ヘッジ損益	6	71
中間包括利益	18,547	26,282
親会社株主に係る中間包括利益	16,800	24,214
少数株主に係る中間包括利益	1,746	2,067

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	215,628	215,628
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	215,628	215,628
資本剰余金		
当期首残高	177,244	177,244
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244
利益剰余金		
当期首残高	264,885	298,369
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	21,154	25,892
自己株式の処分	5	17
当中間期変動額合計	14,349	19,074
当中間期末残高	279,234	317,444
自己株式		
当期首残高	689	669
当中間期変動額		
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	46	89
当中間期変動額合計	36	4,915
当中間期末残高	652	5,584
株主資本合計		
当期首残高	657,068	690,573
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	21,154	25,892
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	41	71
当中間期変動額合計	14,386	14,159
当中間期末残高	671,454	704,733

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	23,855	13,446
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,360	1,606
当中間期変動額合計	4,360	1,606
当中間期末残高	19,495	11,840
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	32	9
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6	71
当中間期変動額合計	6	71
当中間期末残高	25	81
土地再評価差額金		
当期首残高	31,524	31,524
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	31,524	31,524
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	55,347	44,961
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,353	1,677
当中間期変動額合計	4,353	1,677
当中間期末残高	50,994	43,283
新株予約権		
当期首残高	192	274
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22	23
当中間期変動額合計	22	23
当中間期末残高	215	250
少数株主持分		
当期首残高	48,972	51,139
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,141	1,462
当中間期変動額合計	1,141	1,462
当中間期末残高	50,113	52,602

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	761,580	786,948
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	21,154	25,892
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	41	71
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,188	239
当中間期変動額合計	11,197	13,920
当中間期末残高	772,778	800,869

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	37,624	45,778
減価償却費	5,483	5,170
のれん償却額	263	263
貸倒引当金の増減 ()	4,015	4,708
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	9	40
退職給付引当金の増減額 (は減少)	15	11
睡眠預金払戻損失引当金の増減 ()	25	31
偶発損失引当金の増減 ()	133	263
資金運用収益	91,586	89,101
資金調達費用	7,193	6,411
有価証券関係損益 ()	2,138	4,161
為替差損益 (は益)	2,302	2,562
固定資産処分損益 (は益)	142	103
特定取引資産の純増 () 減	50,601	49,805
特定取引負債の純増減 ()	286	23
貸出金の純増 () 減	113,362	132,018
預金の純増減 ()	149,245	308,984
譲渡性預金の純増減 ()	59,199	15,416
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	3,820	3,257
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 () 減	64,646	96,022
コールローン等の純増 () 減	5,335	96,470
コールマネー等の純増減 ()	155,872	165,075
外国為替 (資産) の純増 () 減	964	273
外国為替 (負債) の純増減 ()	59	31
リース債権及びリース投資資産の純増 () 減	3,189	282
資金運用による収入	94,543	92,067
資金調達による支出	8,403	7,315
その他	6,914	15,635
小計	17,056	234,705
法人税等の支払額	20,076	4,994
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,020	239,699

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	253,683	815,150
有価証券の売却による収入	50,254	656,464
有価証券の償還による収入	137,255	117,138
有形固定資産の取得による支出	914	1,832
有形固定資産の売却による収入	141	111
無形固定資産の取得による支出	917	848
その他	155	52
投資活動によるキャッシュ・フロー	67,708	44,065
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	6,799	6,799
少数株主への配当金の支払額	605	605
自己株式の取得による支出	9	5,005
自己株式の売却による収入	41	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,372	12,406
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	34
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	78,133	296,206
現金及び現金同等物の期首残高	394,564	518,666
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 316,431	¹ 222,460

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 連結子会社	11社
主要な会社名 横浜信用保証株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社	
(2) 非連結子会社	4 社
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	4 社
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	
(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9 月末日	10社
(2) 中間決算を行っていない海外連結子会社 1 社については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2 年～60年

その他：2 年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5 年から 7 年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 98,998 百万円（前連結会計年度末は 106,527 百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

・数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の 5 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(12)リース取引の収益・費用の計上基準	ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。
(13)重要なヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(15)消費税等の会計処理	当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月 4 日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)																
1 . 有価証券には、非連結子会社の出資金 335百万円を含んでおります。 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,401百万円、延滞債権額は 156,541百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3 . 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 6,161百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,620百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 209,725百万円であります。 なお、上記2 . から5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,309百万円であります。 7 . 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>1,006,756百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>28,521百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>38,511百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>190,180百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,088百万円及びその他資産 8,073百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,972百万円であります。	有価証券	1,006,756百万円	貸出金	28,521百万円	預金	38,511百万円	借入金	190,180百万円	1 . 有価証券には、非連結子会社の出資金 814百万円を含んでおります。 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 12,130百万円、延滞債権額は 169,985百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3 . 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,213百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,633百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 219,962百万円であります。 なお、上記2 . から5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,953百万円であります。 7 . 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>1,093,431百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>27,992百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>29,172百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>193,850百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券182,209百万円及びその他資産 11,715百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,854百万円であります。	有価証券	1,093,431百万円	貸出金	27,992百万円	預金	29,172百万円	借入金	193,850百万円
有価証券	1,006,756百万円																
貸出金	28,521百万円																
預金	38,511百万円																
借入金	190,180百万円																
有価証券	1,093,431百万円																
貸出金	27,992百万円																
預金	29,172百万円																
借入金	193,850百万円																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,692,553百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,027,189百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 159,508百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 154,716百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,725,190百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,052,856百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 161,541百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 140,978百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 1,229百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 9,718百万円、貸倒引当金繰入額 8,824百万円及び株式等償却 2,966百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、償却債権取立益 2,577百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 6,992百万円、貸倒引当金繰入額 4,481百万円及び株式等償却 1,812百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,183	23	80	1,125	(注) 1, 2
合計	1,183	23	80	1,125	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株及び単元未満株式の買増請求 4千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		---			215	
合計			---			215	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成22年9月30日	平成22年12月7日

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,166	13,067	156	14,077	(注) 1, 2
合計	1,166	13,067	156	14,077	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 13,054千株及び単元未満株式の買取請求 13千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 149千株及び単元未満株式の買増請求 7千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		－ － －				250	
合計			－ － －				250	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成23年3月31日	平成23年5月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	6,734	利益剰余金	5.0	平成23年9月30日	平成23年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在		1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年9月30日現在	
現金預け金勘定	588,394百万円	現金預け金勘定	657,493百万円
日本銀行以外への預け金	271,963百万円	日本銀行以外への預け金	435,033百万円
現金及び現金同等物	316,431百万円	現金及び現金同等物	222,460百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	50	40	9
合 計	50	40	9

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	26	19	7
合 計	26	19	7

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	4	3
1年超	1	0
合 計	6	3

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	3	2
減価償却費相当額	3	2
支払利息相当額	0	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	84	88
1年超	75	72
合 計	160	161

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	51,849	50,346
見積残存価額部分	6,416	6,135
受取利息相当額	5,982	5,260
合計	52,283	51,221

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	179	18,313
1年超 2年以内	113	13,366
2年超 3年以内	78	9,269
3年超 4年以内	55	5,992
4年超 5年以内	42	3,060
5年超	104	1,846
合計	574	51,849

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	220	17,416
1年超 2年以内	181	12,830
2年超 3年以内	141	9,156
3年超 4年以内	128	6,025
4年超 5年以内	114	2,985
5年超	373	1,933
合計	1,159	50,346

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	190	204
1年超	851	811
合計	1,042	1,015

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	857,677	857,677	-
(2) コールローン及び買入手形	143,395	143,395	-
(3) 買入金銭債権	188,390	188,390	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	214,146	217,838	3,691
その他有価証券	1,766,601	1,766,601	-
(5) 貸出金	8,601,882		
貸倒引当金(*1)	86,046		
	8,515,836	8,593,691	77,855
資産計	11,686,048	11,767,594	81,546
(1) 預金	10,725,087	10,732,150	7,062
(2) 借入金	282,939	283,612	673
負債計	11,008,026	11,015,762	7,736
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,191	7,191	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,672)	(4,672)	-
デリバティブ取引計	2,518	2,518	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当連結会計年度末において、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,035百万円増加、「繰延税金資産」は3,263百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は4,771百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レート为基础とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊１）（＊３）	13,418
組合出資金（＊２）（＊３）	145
合 計	13,563

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（＊３）当連結会計年度において、非上場株式について 273百万円、組合出資金について 23百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間（自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）

平成23年９月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	657,493	657,493	-
(2) 買入金銭債権	176,776	176,776	-
(3) 特定取引資産 売買目的有価証券	148,788	148,788	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	259,290	265,870	6,579
其他有価証券	1,729,824	1,729,824	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（＊１）	8,733,900 82,075		
	8,651,825	8,740,654	88,829
資産計	11,623,998	11,719,408	95,409
(1) 預金	10,416,103	10,421,975	5,871
(2) コールマネー及び売渡手形	201,983	201,983	-
(3) 借入金	286,196	286,954	758
負債計	10,904,283	10,910,913	6,630
デリバティブ取引（＊２） ヘッジ会計が適用されていないもの	6,989	6,989	-
ヘッジ会計が適用されているもの	16,768	16,768	-
デリバティブ取引計	23,758	23,758	-

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式 （＊１）（＊３）	13,265
組合出資金 （＊２）（＊３）	143
合 計	13,408

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(＊２) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(＊３) 当中間連結会計期間において、非上場株式について 99百万円、組合出資金について 1百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	36,404	37,286	881
	地方債	107,620	110,110	2,489
	社債	35,214	36,049	834
	小計	179,239	183,446	4,206
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	198	193	5
	社債	34,632	34,122	509
	その他	75	75	-
	小計	34,906	34,392	514
合計		214,146	217,838	3,691

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	68,391	43,450	24,940
	債券	1,143,016	1,124,021	18,995
	国債	608,665	593,670	14,994
	地方債	128,903	128,065	837
	社債	405,447	402,285	3,162
	その他	79,116	78,368	747
	小計	1,290,524	1,245,840	44,683
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	52,764	70,610	17,846
	債券	441,178	443,927	2,748
	国債	120,897	121,713	815
	地方債	54,903	55,098	195
	社債	265,378	267,116	1,737
	その他	151,350	154,186	2,835
	小計	645,293	668,724	23,431
合計		1,935,818	1,914,565	21,252

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、991百万円(うち、株式 973百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,906	32,979	1,073
	地方債	107,821	111,075	3,253
	社債	118,434	120,689	2,254
	小計	258,162	264,743	6,581
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	699	698	1
	社債	357	356	0
	その他	71	71	-
	小計	1,128	1,126	1
合計		259,290	265,870	6,579

2. その他有価証券（平成23年 9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	61,189	37,538	23,650
	債券	1,395,932	1,380,341	15,590
	国債	653,941	644,197	9,744
	地方債	147,887	146,528	1,359
	社債	594,103	589,616	4,486
	その他	73,764	72,832	932
	小計	1,530,886	1,490,713	40,173
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	56,436	73,696	17,259
	債券	164,374	165,480	1,106
	国債	46,016	46,388	371
	地方債	14,992	14,998	6
	社債	103,365	104,093	727
	その他	133,713	137,195	3,481
	小計	354,524	376,371	21,847
合計		1,885,410	1,867,085	18,325

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,898百万円（うち、株式 1,713百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

前連結会計年度（平成23年 3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成23年 9月30日現在）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金（平成23年 3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	21,252
その他有価証券	21,252
（ ）繰延税金負債	7,757
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	13,495
（ ）少数株主持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	13,446

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間

○ その他有価証券評価差額金（平成23年 9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	18,325
その他有価証券	18,325
（ ）繰延税金負債	6,403
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	11,921
（ ）少数株主持分相当額	81
その他有価証券評価差額金	11,840

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,047,650	1,696,868	30,021	30,021
	受取変動・支払固定	2,045,391	1,638,091	24,809	24,809
	受取変動・支払変動	192,490	192,490	220	220
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	50,231	32,565	145	861
	買建	33,300	17,300	113	113
	合計	-	-	5,399	6,405

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	202,879	180,617	1,330	1,330
	為替予約				
	売建	17,184	-	135	135
	買建	21,915	-	117	117
	通貨オプション				
	売建	69,777	26,610	5,008	534
	買建	72,073	26,610	5,492	2,051
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	1,796	2,827

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	554	-	4	4
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	4	4

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	415	415	10
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	194	194	(注) 3
	合計	-	-	-	10

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	335,554	-	4,662
	合計	-	-	-	4,662

(注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,050,614	1,702,343	38,172	38,172
	受取変動・支払固定	2,058,109	1,625,559	32,515	32,515
	受取変動・支払変動	271,990	229,990	166	166
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建 買建	51,543 36,700	31,071 19,400	162 146	784 146
	合計	-	-	5,807	6,753

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	通貨スワップ	175,194	151,805	1,123	1,123
	為替予約				
	売建	16,566	-	525	525
	買建	15,483	-	498	498
	通貨オプション				
	売建	44,453	22,184	4,497	1,156
	買建	44,491	22,184	4,529	2,012
	その他				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
	合計	-	-	1,181	2,005

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	712	-	1	1
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	335	335	12
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	167	167	(注) 3
	合計	-	-	-	12

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	357,318	-	16,781
	合計	-	-	-	16,781

(注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 58百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 7 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 10
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 322,800株
付与日	平成22年7月7日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成22年7月8日から平成52年7月7日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	368

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 45百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 8 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 11
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 189,800株
付与日	平成23年7月6日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成23年7月7日から平成53年7月6日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	367

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業を中心に、リース業、証券業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。また、当行はグループ戦略会議を設置し、グループ各社の事業の経営目標の設定及び履行状況の定期的な検証等を行い、グループ全体の経営管理を統括しております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当行グループの銀行業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当行グループの本邦以外の外部顧客に対する取引及び当行グループの本邦以外に所在している有形固定資産については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものではありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループが営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	540.87	555.32

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	15.55	19.06
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	21,154	25,892
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	21,154	25,892
普通株式の期中平均株式数	千株	1,359,936	1,358,107
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	15.54	19.05
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	521	599
新株予約権	千株	521	599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権 1 種類 (新株予約権の数 684千株)。 新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 7,912個)。	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 7,912個)。

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	786,948	800,869
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	51,414	52,853
新株予約権	百万円	274	250
少数株主持分	百万円	51,139	52,602
普通株主に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	735,534	748,016
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	1,359,904	1,346,993

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	854,674	656,112
コールローン	143,395	58,104
買入金銭債権	180,135	167,576
特定取引資産	100,368	150,174
有価証券	1, 7, 13 2,004,082	1, 7, 13 2,011,518
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,644,177	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,768,419
外国為替	6 3,948	6 3,675
その他資産	7 123,456	7 185,610
有形固定資産	9, 10 127,628	9, 10 127,197
無形固定資産	15,477	13,754
繰延税金資産	39,330	36,978
支払承諾見返	82,528	78,266
貸倒引当金	73,862	70,034
資産の部合計	12,245,341	12,187,354
負債の部		
預金	7 10,753,145	7 10,438,212
譲渡性預金	117,900	133,316
コールマネー	36,908	201,983
特定取引負債	1,460	1,483
借入金	7, 11 304,800	7, 11 308,466
外国為替	28	60
社債	12 64,300	12 64,300
その他負債	126,700	192,383
未払法人税等	3,403	12,839
資産除去債務	28	28
その他の負債	123,268	179,515
役員賞与引当金	40	-
睡眠預金払戻損失引当金	898	930
偶発損失引当金	700	964
再評価に係る繰延税金負債	9 22,048	9 22,048
支払承諾	82,528	78,266
負債の部合計	11,511,461	11,442,416

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244
資本準備金	177,244	177,244
利益剰余金	296,370	314,092
利益準備金	38,384	38,384
その他利益剰余金	257,986	275,708
固定資産圧縮積立金	1,234	1,234
別途積立金	118,234	118,234
繰越利益剰余金	138,517	156,240
自己株式	669	5,584
株主資本合計	688,573	701,380
その他有価証券評価差額金	13,516	11,863
繰延ヘッジ損益	9	81
土地再評価差額金	⁹ 31,524	⁹ 31,524
評価・換算差額等合計	45,031	43,306
新株予約権	274	250
純資産の部合計	733,879	744,938
負債及び純資産の部合計	12,245,341	12,187,354

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	120,466	124,614
資金運用収益	91,514	89,026
(うち貸出金利息)	80,001	76,221
(うち有価証券利息配当金)	8,289	9,269
役務取引等収益	22,299	22,737
特定取引収益	240	268
その他業務収益	3,636	8,421
その他経常収益	¹ 2,774	¹ 4,161
経常費用	87,160	83,508
資金調達費用	7,694	6,937
(うち預金利息)	4,688	3,431
役務取引等費用	6,279	7,380
特定取引費用	17	25
その他業務費用	569	4,734
営業経費	² 51,678	² 51,278
その他経常費用	³ 20,920	³ 13,151
経常利益	33,306	41,106
特別利益	528	-
償却債権取立益	528	-
特別損失	154	104
固定資産処分損	142	104
その他の特別損失	11	-
税引前中間純利益	33,680	41,001
法人税、住民税及び事業税	10,065	12,659
法人税等調整額	3,236	3,801
法人税等合計	13,302	16,461
中間純利益	20,377	24,539

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	215,628	215,628
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	215,628	215,628
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	177,244	177,244
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244
資本剰余金合計		
当期首残高	177,244	177,244
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	38,384	38,384
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	38,384	38,384
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	1,305	1,234
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,305	1,234
別途積立金		
当期首残高	118,234	118,234
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	118,234	118,234
繰越利益剰余金		
当期首残高	106,602	138,517
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	20,377	24,539
自己株式の処分	5	17
当中間期変動額合計	13,573	17,722
当中間期末残高	120,175	156,240

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	264,525	296,370
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	20,377	24,539
自己株式の処分	5	17
当中間期変動額合計	13,573	17,722
当中間期末残高	278,099	314,092
自己株式		
当期首残高	689	669
当中間期変動額		
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	46	89
当中間期変動額合計	36	4,915
当中間期末残高	652	5,584
株主資本合計		
当期首残高	656,709	688,573
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	20,377	24,539
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	41	71
当中間期変動額合計	13,610	12,807
当中間期末残高	670,319	701,380
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	23,901	13,516
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,366	1,652
当中間期変動額合計	4,366	1,652
当中間期末残高	19,534	11,863
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	32	9
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6	71
当中間期変動額合計	6	71
当中間期末残高	25	81
土地再評価差額金		
当期首残高	31,524	31,524
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	31,524	31,524

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	55,393	45,031
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,359	1,724
当中間期変動額合計	4,359	1,724
当中間期末残高	51,033	43,306
新株予約権		
当期首残高	192	274
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22	23
当中間期変動額合計	22	23
当中間期末残高	215	250
純資産合計		
当期首残高	712,294	733,879
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,799	6,799
中間純利益	20,377	24,539
自己株式の取得	9	5,005
自己株式の処分	41	71
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,336	1,748
当中間期変動額合計	9,273	11,058
当中間期末残高	721,568	744,938

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準 及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年から7年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零とすることとしております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
5．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 84,761百万円（前事業年度末は 92,101百万円）であります。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 (3) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。 (4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
8 . ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
9 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 . 関係会社の株式及び出資金総額 15,404百万円 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,393百万円、延滞債権額は 152,539百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3 . 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 6,140百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,618百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 205,692百万円であります。 なお、上記2 . から5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,309百万円であります。 7 . 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,006,756百万円 貸出金 28,521百万円 担保資産に対応する債務 預金 38,511百万円 借入金 190,180百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 128,088百万円及びその他資産 8,073百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,678百万円であります。	1 . 関係会社の株式及び出資金総額 15,877百万円 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 12,130百万円、延滞債権額は 165,135百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3 . 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 7,207百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,631百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 215,103百万円であります。 なお、上記2 . から5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,953百万円であります。 7 . 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,093,431百万円 貸出金 27,992百万円 担保資産に対応する債務 預金 29,172百万円 借入金 193,850百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 182,209百万円及びその他資産 11,715百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,560百万円であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,749,030百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,072,452百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 103,666百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 154,716百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,792,879百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,107,630百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 105,396百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 140,978百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 . その他経常収益には、株式等売却益 1,216百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 2,441百万円 無形固定資産 2,532百万円 3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 9,239百万円、貸出金償却 7,643百万円及び株式等償却 2,888百万円を含んでおります。	1 . その他経常収益には、償却債権取立益 1,854百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 2,064百万円 無形固定資産 2,558百万円 3 . その他経常費用には、貸出金償却 5,435百万円、貸倒引当金繰入額 4,743百万円及び株式等償却 1,750百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,183	23	80	1,125	(注) 1 , 2
合計	1,183	23	80	1,125	

(注) 1 . 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 . 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株及び単元未満株式の買増請求 4千株によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,166	13,067	156	14,077	(注) 1 , 2
合計	1,166	13,067	156	14,077	

(注) 1 . 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 13,054千株及び単元未満株式の買取請求 13千株によるものであります。

2 . 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 149千株及び単元未満株式の買増請求 7千株によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	115	96	18
合 計	115	96	18

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	91	82	9
合 計	91	82	9

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	15	6
1年超	1	0
合 計	16	7

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	11	9
減価償却費相当額	10	8
支払利息相当額	0	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	117	92
1年超	74	72
合 計	191	164

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	15,135
合計	15,135

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間 (平成23年 9 月30日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計 上額 (百万円)
子会社株式	15,135
合計	15,135

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	14.98	18.06
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	20,377	24,539
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	20,377	24,539
普通株式の期中平均株式数	千株	1,359,936	1,358,107
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	14.97	18.06
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	521	599
新株予約権	千株	521	599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権 1 種類 (新株予約権の数 684 千株)。 新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 7,912 個)。	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 7,912 個)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

平成23年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・6,734百万円

1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成23年12月6日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月9日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月9日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第151期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。